



広報

もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA



所得制限によりマル福制度が非該当だった方へ

すべての就学前のお子さんと妊産婦の方が 医療福祉制度を受けられます！

＝すこやか医療費制度＝

●問合先 市役所国保年金課医療福祉 G 内線 105・106・108

市では、平成 19 年 10 月診療分からマル福制度の所得制限を撤廃し、「すこやか医療費制度」という新しい医療福祉制度を独自に開始します。

すこやか医療費制度とは、マル福制度が所得制限により非該当となってしまった方を対象とした医療福祉制度です。この制度により、すべての就学前のお子さんと妊産婦の方が医療福祉制度を受けられるようになります。下記の日程で受付を行いますので、該当する方は手続きをしてください。

期 日	時 間	対 象	会 場
9 月 3 日 (月) ～ 30 日 (日) (土・日曜日及び祝日除く) ※ただし、9 月 30 日 (日) は受付	各日とも 9 : 00 ～ 12 : 15 13 : 00 ～ 16 : 30	マル福制度が非該当の 就学前のお子さん 及び妊産婦の方	市役所 1 階 国保年金課

持参するもの



就学前のお子さん

- ①下記に該当する方は、父及び母の課税証明書等（課税のない方は非課税証明書）
 - ・平成 19 年 1 月 1 日現在、守谷市に住民票がなかった方（父及び母）で、誕生月が 7～9 月のお子さんの場合：平成 19 年度の証明書
 - ・平成 18 年 1 月 1 日現在、守谷市に住民票がなかった方（父及び母）で、誕生月が上記以外のお子さんの場合：平成 18 年度の証明書
- ②お子さんの健康保険証
- ③預金通帳など口座が分かるもの（郵便局以外）
- ④認め印



妊産婦の方

- ①下記に該当する方は、本人及び夫の課税証明書等（課税のない方は非課税証明書）
 - ・平成 19 年 6 月 30 日までに母子健康手帳の交付を受けた方で、かつ平成 18 年 1 月 1 日現在、守谷市に住民票がなかった方：平成 18 年度の証明書
 - ・平成 19 年 7 月 1 日以降に母子健康手帳の交付を受けた方で、かつ平成 19 年 1 月 1 日現在、守谷市に住民票がなかった方：平成 19 年度の証明書
- ②本人の健康保険証
- ③母子健康手帳
- ④預金通帳など口座が分かるもの（郵便局以外）
- ⑤認め印

★手続きが遅れますと 10 月からの受給ができなくなりますので、ご注意ください★

お知らせ

コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業とは、財団法人自治総合センターが、宝くじの普及及び広報を目的に、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために、助成している事業です。

助成対象となる事業実施主体は、自治会・町内会や、地域のコミュニティ活動を行っている団体などです。

なお、助成団体数は県で上限が決められており、申請すれば必ず助成されるものではありませんので、ご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

お知らせ

コミュニティ助成事業

情報ひろば

くらし・環境・交通

届出・証明・税・年金

子ども

高齢者

教室・講座・イベント

情報・参加・交流

仕事

※市内公共施設の電話番号は最終頁参照

▼助成対象・助成額（10万円単位）一般コミュニティ助成事業 100万～250万円／緑化推進コミュニティ助成事業 50万～200万円／自主防災組織育成助成事業 30万～200万円／コミュニティセンター助成事業 事業費の5分の3以内（限度額1500万円）※市自治公民館補助事業と重複不可／青少年健全育成事業 30万～100万円

▼募集団体数 2団体

▼申請方法 申請書（申請先に用意）に必要書類を添えて、9月20日（木）までに提出する

▼申請・問合せ 市役所くらしの支援課活動支援G 内線132

国の家族介護慰労事業

国では、在宅の寝たきり高齢者又は認知症高齢者を介護する方の労苦に報いるため、介護慰労金を支給します。

▼対象 次の①～③すべてに該当する方 ①基準日（平成19年7月31日）から過去1年間（平成18年8月1日～平成19年7月31日）をとおして、要介護4以上と認定された方を介護している方 ②市町村民税世帯非課税の65歳以上（昭和17年7月31日以前生まれ）の方を介護している方 ③基準日から過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けなかった方を介護している方 ※基準日から過去1年間に90日以上入院・入所・ショートステイ等をした場合は、該当になりません

▼支給金額 年間10万円

▼申込方法 申請書（申込先に用意）に必要事項を記入し、9月7日（金）までに申し込む

▼申込・問合せ 市役所介護福祉課高齢福祉G 内線172

守谷市ハーモニータンゴ会から『活動報告書』が提出されました

7月26日、守谷市ハーモニータンゴ会（公募委員10人）から市長に、2年間の活動を記録した『活動報告書』が提出されました。

今回提出された報告書には、主に懇話会が企画・運営に携わった男女共同参画セミナーや研修会の様子、日常会話をういて男女共同参画を伝えるため自作自演をした「朗読劇」のシナリオが掲載されています。



今後も、朗読劇で男女共同参画を表現し、多くの方に共感していただけることを目標に自主活動を続けていきます。



働く未来を考える

平成19年10月1日現在で

就業構造基本調査を実施します

全国から抽出された約45万世帯の15歳以上の方々を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかなど、就業に関する希望等について調査します。調査結果からは、若者、高齢者や女性の多様化する就業状況や、産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など、就業に関する詳しい状況が明らかになり、雇用政策や経済政策などの各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。

守谷市では、次の地域が指定調査区となりますので、調査員が訪問の際にはご協力をお願いします。

【指定調査区】立沢地区の一部／松前台四丁目の一部／同地・赤法花地区／百合ヶ丘二丁目の一部／本町（下町・下新田）の一部／松ヶ丘三丁目の一部／松ヶ丘七丁目の一部／鈴塚・高野地区の一部

●問合せ 市役所企画課統計G 内線334

土浦社会保険事務所からのお知らせ

年金時効特例法

●問合せ先 土浦社会保険事務所

☎029-824-7169（請求手続・相談）

☎029-824-7121（資格・納付・免除）

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

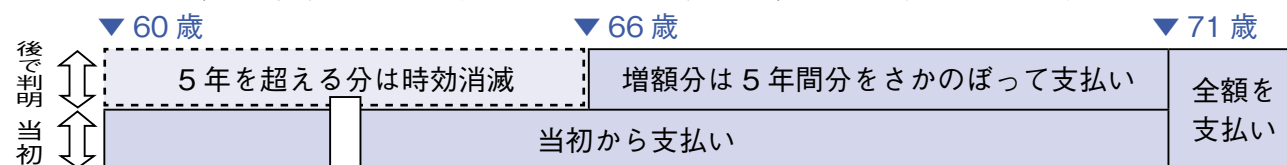
年金問題の一環として「年金時効特例法」が今年7月6日に公布され、同日に施行されました。「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」（年金時効特例法）の概要について簡単に説明します。

今までの取扱い

年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

【具体例】

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



今後の取扱い

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も、全期間さかのぼってお支払いします。

対象となる方

○既に年金記録が訂正されている方

①年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により、直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていた方

⇒〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が、全期間さかのぼって支払われます〕

②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなったが、従来、過去の方は時効消滅により、直近の5年分の年金に限ってお支払いしていた方

⇒〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が、全期間さかのぼって支払われます〕

③①や②に該当する方が亡くなった場合には、そのご遺族の方

⇒〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕

※ご遺族の範囲は、亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた方に限り、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順となります

○今後、年金記録が訂正される方

④今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、上記①～③と同じように、過去の方は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとな

る方

⇒〔増額された老齢・障害・遺族年金や、未支給年金が支払われます〕

必要な手続

○今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続以外に、特別な手続は必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

○既に年金を受給開始後に、年金記録が訂正されている受給者の方

・できる限り簡単に手続していただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します（9月以降）。

・今すぐ手続をすることもできます。その場合は、土浦社会保険事務所に必要な書類を提出、又は郵送して手続します。

※郵送で手続をする際の必要書類は、問合せ先から取り寄せするか、社会保険庁ホームページからダウンロードできます

※手続からお支払いまでの期間は、2～3か月程度です。お支払いの前に審査結果・振込等のお知らせをします

※社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）でも詳しい制度内容をご案内しています

税務課からのお知らせ

建物を取り壊した方は減失の届出を！

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。家屋を取り壊した場合は、翌年度から固定資産税はかかりません。取り壊した家屋がありましたら、平成20年1月末までに、減失届（市役所税務課に用意）を提出してください（既に提出している方、又は法務局に建物減失登記をしている場合は届出不要）。

また、過去に取り壊した家屋について、課税されているかどうか分からない場合は、4月上旬に送付した「固定資産税・都市計画税納税通知書」の課税明細書で確認していただくか、市役所税務課までお問い合わせください。

◆土地・家屋の所有者が死亡したときは…

土地や家屋の所有者の変更は、法務局での相続登記になりますが、その手続きがお済みでない場合、納税管理人を決めていただくことになりますので、「納税管理人申告書」（税務課に用意）の提出をお願いします。

なお、提出の際には、事前に市役所税務課までご連絡ください。

●問合せ

市役所税務課資産税G 内線 202～204

9月は
動物愛護月間

- ・動物を飼うときは、習性をよく理解し、終生責任を持って飼いましょう
- ・人と動物との調和のとれた、豊かな環境作りに心がけましょう
- ・動物をいたわり、命を大切にしましょう
- ・迷子札を付けるなど所有者を明示し、逸走防止に努めましょう
- ・動物をみだりに虐待又は遺棄した者は、罰金（50万円以下）に処されます

●大好きいばらき動物愛護フェスティバル2007
▼日時 9月22日（土）午前10時～午後2時▼会場 茨城県三の丸庁舎広場▼内容 動物の正しい飼育方展／子犬の譲渡会（事前予約制）／動物なんでも相談など
●動物愛護絵画・ポスター及び標語コンクール優秀作品展示会 ▼日時 9月11日（火）～22日（土）午前9時～午後8時▼会場 県立図書館※土・日曜日及び祝日は午後5時まで。最終日は午後2時まで。18日休館。
▼問合せ 県動物指導セン

タ1 0296-72-1200
●8月1日現在の義援金額
温かい善意をありがとう
義援金のお知らせ
3月25日の石川県能登半島地震及び7月16日の新潟県中越沖地震で、大きな被害を受けた被災者の方々に、皆さんから温かいお気持ちを寄せていただき、ありがとうございました。
これらの義援金は、日本赤十字社茨城県支部を通じて、被災地に送金しましたのでお知らせします。
●8月1日現在の義援金額

はかりの定期検査



守谷ライオンズクラブの皆さん

取引又は証明に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。計量器が膨大又は運搬が著しく困難な場合は、計量士による巡回検査（別途料金必要）の制度もありますので、ご相談ください。
▼日時 9月14日（金）午前10時30分～正午・午後1時～3時▼会場 中央公民館▼持参品 受検通知はがき（初めての方は不要）／印鑑／はかり（分銅・おも



▲（左から）流山市長、つくば市長、つくばみらい市長、守谷市長、柏市長、高橋社長

延伸等を要望
へ要望書提出
つくばエクスプレスを運営する首都圏新都市鉄道（株）の株主総会終了後、昨年に引き続き、沿線5市（守谷市・つくば市・つくばみらい市・柏市・流山市）の連名で要望書を提出しました。内容は次のとおりです。
・増便を含むダイヤ改正
・東京駅までの延伸
・安全性の確保
▼問合せ 市役所都市計画課 内線241

▼石川県能登半島地震災害義援金 募金箱（市役所ロビー）2万円／みずき野町内会 2万7746円▼新潟県中越沖地震災害義援金 守谷ライオンズクラブ30万円
▼問合せ 市役所社会福祉課 内線162

りも必ず持参／手数料（1台5200～30000円程度）※当日受付可
▼問合せ 県計量検定所 029-221-2763 市役所経済課商工・観光G 内線263・264
首都圏新都市鉄道（株）



市のケータイスが便利です！

●問合せ 市役所企画課情報政策G 内線335・336

市のさまざまな情報をメールで欲しい！

市では、イベント情報や選挙情報、防災・防犯情報、火災発生情報などのメール配信サービス「メールもりや」を実施しています。



【メールもりや】

<http://mm.city.moriya.ibaraki.jp/mobile/>

市内バス・鉄道の発車時刻を知りたい！

市内を運行するバスの時刻表や、市内の鉄道時刻表を、バスは路線別に、鉄道は鉄道別・駅別に用意しています。

【バス時刻①】

<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/bus/>

【鉄道時刻表②】

<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/railway/>

①バス



②鉄道



市のイベントに参加したい！申し込みたい！

月別にイベント情報をご案内！募集情報もありますので、ぜひご覧ください。

【月別イベント情報】

<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/event/>

市内の施設を地図で探したい！

ケータイスでも地図サービスを行っています。施設名や住所から、簡単に検索できます。

【モバイルもりやナビ】

<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/navi/>

図書館で本を探したい！予約・リクエストしたい！

中央図書館のケータイスから、蔵書検索が可能です。また、事前登録すれば予約もできます。

【中央図書館】

<http://mobile.lib.moriya.ibaraki.jp/>

私が撮った写真を投稿したい！

市民の皆さんが写メールで投稿した写真を、紹介文と合わせて掲載します。

【投稿ひろば】

<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/hiroba/>

このほか、たくさんのメニューをご用意しています！ぜひ、「携帯市役所」としてご活用ください。

【モバイルもりや！】

<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/>

平成20年版県民手帳

▼種類・価格 デスク版（14・9cm×21cm）900円／標準版（8.2cm×13・9cm）400円／ポケット版（7cm×12cm鉛筆付）300円▼発行元 茨城県統計協会▼申込方法 申込書（申込先、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、中央図書館、文化会館、仲町行政サービスセンターに用意）に必要事項を記入し、9月28日（金）までに、窓口又は電話・FAXで申し込む

※代金引換
▼申込・問合せ 市役所企画課統計G 内線334

安全な建築物の最終仕上げ「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることになっています。この検査は、建築物の強度や避難等の基本的な性能が、建築基準法による関係規定に適合しているかを、法定機関が現地において検査するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に『完了検査申請書』を、県南地方総合事務所又は民間の指定確認検査機関へ提出してください。また、検査後に発行される『検査済証』は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証しであり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることとなりますので、大切に保管してください。
▼問合せ 県南地方総合事務所建築指導課 029-822-7074

特定疾患医療受給者証の継続給付（更新）の申請

かような性大腸炎やパーキンソン病など国が指定した45疾患について、医療費の公費負担（助成）を受けるために必要な特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、継続給付（更新）手続きを行い、新たな受給者証の交付を受けることが必要です。期限切れの受給者証は無効となり、公費負担（助成）が受けられなくなります。手続きがお済みでない方は、

お問い合わせの上、お早めに手続きをくださるようお願いいたします。
▼対象 有効期限が平成19年9月30日までの一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方▼申請期限 9月28日（金）まで▼申請先 竜ヶ崎保健所（0297-62-2367）▼その他 継続給付（更新）事務の円滑な遂行のため、9月10日（月）までの申請をお願いします
▼問合せ 県保健予防課疾病対策担当 029-322001-3220

暮らしのコーナー

悪質な「リフォーム工事」にご用心

訪問販売による住宅リフォーム工事の相談が寄せられています。無料点検や数千円の格安点検の後に、「このままでは家が大変なことになる」などと不安をあおられ、床下工事などを契約させられたというものです。不安をあおられ、勧誘を受けた場合は、あわてて契約することは避け、工事が必要かどうかを建築士等に確認してもらいましょう。

【事例1】「床下換気扇の点検に来た」と、業者に点検をしてもらい、床下工事と防水マットの設置が必要と言われ工事をした。床下を確認したところ、防水マットが設置されておらず、解約したい。

【事例2】高齢の父が、訪問業者に耐震工事や塗装工事を勧誘され、断ったが強引に契約させられたらしい。対処方法を教えて欲しい。

●相談先
市消費生活センター ☎ 45-2327
月～金 9:00～12:00
13:00～16:00

開催



文化会館料理教室

旬のものを、おいしく手軽に作ってみませんか。親子や男性の方の参加歓迎！

▼対象 市内在住・在勤の方16名※超過の場合抽選▼

講師 中村弥生氏▼参加費 全6回で4000円程度※材料費▼申込方法 往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、9月14日(金)必着で郵送、又は窓口で官製はがきを持参する

期 日	内 容
9/25(火)	開講式 電子レンジで簡単主菜作り
10/9(火)	旬のものを美味しく
11/13(火)	県民の日みんなでお祝い
12/11(火)	もう一つのお正月メニュー
1/8(火)	ごちそう後のヘルシー料理
2/12(火)	春のお出かけメニュー

時間は 10:00～13:30



敬老会

70歳以上の方をご招待し、敬老会を開催します。

▼申込・問合先 文化会館
〒302-0104 守谷市久保ヶ丘1-19-2

子育てお助け講座
子どものイヤイヤ期が
自分のイヤイヤ期になる前に

子どもの行動に「困ったな」と感じるとき、気持ちに余裕があるときとないときでは、出てくる言葉や態度はどうでしょう。

お子さんの心の発達や、子育て中の気持ちのコントロールなどを一緒に考えてみませんか？

日 時	内 容
10/10(水) 10:00～11:45	こどものイヤイヤ、か んしゃくなぜ起こる？
10/29(月) 10:00～11:45	私はどうなりたい？ ～子どもとの関係を見 直してみよう～
11/16(金) 10:00～11:45	にっこり親子になるた めに～自分にできよう とを考えてみよう～

▼対象 1歳半～3歳未満のお子さんを持つお母さん25名(多数の場合抽選)※原則、3日間とも参加できる方▼講師 佐藤綾子氏(臨床心理士)▼申込方法 9月28日(金)までに、電話又は窓口で申し込む※託児希望は申込時に申し出る

▼会場・申込・問合先 保健センター

「認知症を考える」
明日の記憶

「認知症」に対する正しい知識を学び、若年性認知症を家族がどう支えていくかを、一緒に考えましょう。

▼日時 9月30日(日)午後1時～4時30分※受付は午後0時30分▼会場 中央公民館ホール▼定員 先着380名▼内容 講演「認知症を考える」六角僚子氏(茨城キリスト教大学准教授・NPO法人認知症ケア研究所代表)／映画「明日の記憶」(主演・渡辺謙、樋口可南子／原作・萩原浩)▼参加費 無料

常総広域消防本部
各種講習会・試験

●甲種防火管理資格取得講習会▼期間・会場 10月11日(木)～12日(金)ポリテクセンター茨城▼定員 100名▼受講料 5000円※防火協会加入事業所4500円▼受付 9月10日(月)～常総広域

9月9日は救急の日

=9月9日～15日は救急医療週間=

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療等に対する正しい理解と知識を深め、救急医療関係者の知識の高揚を図るために設けられました。

これを機会に、いざというとき慌てず行動できるよう、救急車の正しい利用や家庭での事故防止、応急手当等について考えてみましょう。

また、自動体外式除細動器(AED)については、心肺蘇生法とともに、一度救命講習会の参加をお勧めします(消防署にて随時受付)。

※平成19年度から、心肺蘇生法・AEDの救命手当内容が一部改正となりました

●問合先 守谷消防署 ☎ 46-0119



▼問合先 市役所介護福祉課
内線172・173

77歳(喜寿) S5.4.1～S6.3.31	市から祝い金5,000円
80歳(傘寿) S2.4.1～S3.3.31	市から祝い金5,000円
88歳(米寿) T8.4.1～T9.3.31	市から祝い金5,000円 県からほう状と筒
90歳(卒寿) T6.4.1～T7.3.31	市から祝い金5,000円 市社会福祉協議会から祝い品
99歳(白寿) M41.4.1～M42.3.31	市から祝い金5,000円
100歳以上 ～M41.3.31	市から祝い金10,000円

シルバー
リハビリ体操講習会

シルバーリハビリ体操とは、気軽に楽しくでき、リハビリ効果のあるストレッチ中心の体操です。ぜひご参加ください。

▼日時 9月25日(火)午後1時30分～3時30分▼会場 北守谷公民館多目的ホール▼定員 80名▼講師 大田仁史氏(県立健康プラザ管理者)▼参加費 無料



▼申込・問合先 市役所社会福祉課 内線161

バリアフリー教室

高齢者や身体障害者の方の自立と社会参加を側面から支援するため、手助けしやすい環境づくりや心のバリアフリーの観点から、バリアフリー教室を開催します。

▼日時 10月13日(土)午前9時～11時40分▼会場 市役所及び守谷駅周辺※集合は市役所大会議室▼対象 市内在住・在勤の方20名※多数の場合抽選▼内容 体験学習(車いす体験、アイマスク体験、インスタントシニア体験)▼参加費 無料▼申込方法 9月14日(金)までに、電話又は窓口で申し込む

丙種)▼日時・会場 9月28日(金)午前9時～午後4時 常総広域消防本部▼定員 35名▼科目 危険物に関する法令／危険物の性質及びその火災予防・消火方法など

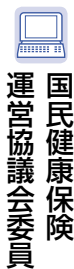
▼問合先 常総広域消防本部 ☎ 23-0904

▼日時 9月15日(土)午前10時～午後3時※受付は午後2時まで▼内容 遺言

と成年後見に関する相談▼面談相談 取手市福祉交流センター(取手市役所向かい)▼電話相談 リーガルサポート茨城 ☎ 029-302-3166 茨城司法書士会 ☎ 029-225-0111▼その他 原則、面談相談。受付件数に限りがあるため、前日までに電話で予約する

▼問合先 (社)成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 ☎ 029-302-3166

募集



国民健康保険
運営協議会委員

市では、欠員に伴い、守谷市国民健康保険運営協議会委員を、次のとおり募集します。

▼募集人員 1名▼応募資格 国民健康保険の被保険者で、市内在住の20歳以上の方※市議会議員、市監査委員、政党の役員・職員など政治団体関係者、他の審議会などの委員を除く▼任期 委嘱日～平成21年3月末日▼応募方法 応募用紙（市役所総務課に用意）に必要事項を記入の上、9月18日（火）までに、市役所総務課窓口へ持参又は郵送する※当日消印有効

▼問合先 市役所国保年金課 内線101



上下水道モニター

市では、これからの上下水道事業運営の参考とするため、上下水道モニターを募集します。

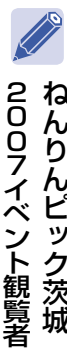
モニターの方には、使用

者の立場から、業務内容やサービス改善についての意見を提出していただきます。

市の上・下水道事業をよく知りたい方、業務効率のアイデアをお持ちの方、ぜひご応募ください。

▼対象 市内に住所を有し現に居住している方／20歳以上の方／平日の昼間、年4回程度のモニター会議に出席できる方※次に該当する方は除く 地方公共団体の議員／市内在勤の公務員及びそれに準じる方／ほかのモニターの委嘱を受けている方／過去に水道モニターを経験のある方▼募集人員 10名▼応募方法 9月14日（金）までに、電話又は窓口で申し込む

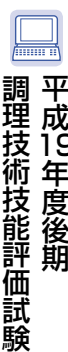
▼応募・問合先 上下水道事務所



ねりんピック茨城
2007イベント観覧者

▼期日・会場・内容 11月10日（土）笠松運動公園 総合開会式／11月11日（日）結城県民文化センター「アクロス」音楽文化祭（ゲスト・イルカ）、ファッションショー／11月10日（土）

13日（火）つくば国際会議場 NACK5公開生放送（美勇伝、グッチ裕三ライヴなど）／11月13日（火）県民文化センター シンポジウム、総合開会式▼申込方法 郵便往復はがきに必要事項を記入し、9月20日（木）必着で申し込む※多数の場合抽選



平成19年度後期
調理技術技能評価試験

▼区分 日本料理、西洋料理、麺料理▼試験日 実技・平成20年1月12日（土）1月22日（金）※いずれか1料理のみ受験可／学科・平成20年1月13日（日）▼請求期間 9月3日（月）～25日（火）消印有効▼申請期間 9月10日（月）～10月5日（金）消印有効

▼問合先 （社）調理技術技能センター ☎03-13667-1867

取手医師会健康教室

小児喘息（その2）

医療機関でお子さんが小児喘息と診断されると、多くの方は「自分の子どもが大変な病気になった、これは大変だ」と心配します。確かに、喘息という病気は適切な治療がなされていない場合、死亡することもある病気ではあります。しかし、その発作の程度や重症度に大きな幅があり、大多数のお子さんは症状に応じた適切な治療を受けることで、まったく通常と変わらない生活を送っています。今回は、これらの小児喘息に対する治療法選択の基礎となる、喘息の重症度についてお知らせします。

喘息の発作の主な症状は、咳・喘鳴・呼吸困難です。発作は程度によって、小発作・中発作・大発作に分けられます。①小発作は、軽い喘鳴が聞こえても、呼吸困難はない状態です。会話も動作もいつもどおりに過ごせます。この程度なら病院に行かなくても、コップ1杯の水を飲ませて水分を補給し、衣服を緩

めて、深呼吸をさせてあげることなどで対処できます。②中発作は、呼吸が苦しく、座って前かがみになり、あえぐように肩を揺らして呼吸するような状態です。③大発作では、咳や喘鳴に加えて、激しい呼吸困難を起こし、話をすることや動くこともできなくなります。横になると呼吸が苦しいために、起き上がってしまう人もいます。酸素を十分に取れないために、唇や皮膚が紫色に変わるチアノーゼ状態が表れることもあります。

喘息の重症度は、上記発作がどの程度見られるかで判定され、軽い順から①間欠型（小発作が年に数回季節性に見られ、日常生活は障害されない）②軽症持続型（小発作が月1回以上、週1回未満あり、ときに中発作が見られるが、日常生活はほとんど障害されない）③中等症持続型（小発作が週1回以上あるが毎日でなく、ときに中・大発作となり日常生活が障害されることがある）④重症持続型（小発作が毎日あり、しばしば中・大発作となり、日常生活や睡眠が障害される）と評価されます。

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先 市役所くらしの支援課交通・防犯G 内線 134・135

防犯

“大阪のおばちゃん”に学ぶ！ 振り込め詐欺撃退虎の巻

振り込め詐欺被害が依然として全国的に発生しています。そんな中、大阪の被害発生は東京の10分の1以下とされています。

その理由は、突っ込み上手な「大阪のおばちゃん」の切り返し！被害に遭わないための対策を、「大阪のおばちゃん」に学んでみましょう。

◎其の巻

『大阪のおばちゃん』は

振り込め詐欺に遭いにくい～突っ込みに学ぶ～

大阪の人は、振り込め詐欺の電話があっても、「電話1本で、そないな大金振り込めるかい!」、「うちの息子は、オレオレなんて名前やあらへん」、「あんた、だれや！ええ加減にしときっ!」と、とっさの電話でも突っ込みができるそうです。

そんなふうになれば、被害が激減すること間違いなし。勇気を出して、「電話一本で、そんな大金振り込めません。用事があったら直接来て相談しなさい。あなただれなの?」と突っ込んで、逆に質問してみましょう。

◎其の式

「なかなか『大阪のおばちゃん』のように突っ込みは難しい!」と思う方には

一電話機各種機能の活用をおススメします一

○留守番電話の活用

常時留守電にセットしておき、電話がかかっても、とりあえず「留守番電話」で受けるのも手です。身内の方と「合言葉」を決め、相手が確

認できたら受話器を取りましょう。留守番電話のメッセージを、次のように吹き込み直すのも効果的です。

「ご用の方はお名前とご用件をどうぞ。身内の方は合言葉をどうぞ、確認ができなければ電話には出ません」、「振り込め詐欺対策として、お名前とご用件を確認しています。不審な電話はすぐに警察に通報します」

※一人暮らしの方は、自分の名前を先に名乗るのはやめましょう

○ナンバーディスプレイ機能の活用

(※別途契約が必要)

電話をかけてきた相手の電話番号が分かるナンバーディスプレイサービスです。詳しくは、お近くのNTTで確認してください。

振り込め詐欺は、両親や身内の方がお子さんやお孫さんを心配する心の隙に入り込み、多額の現金を振り込ませる悪質な犯罪です。少しでも「変だ」と思ったら、警察に連絡してください。お金は振り込まなかったが、「こんな電話があった」、「振り込む口座番号を指定された」等の情報も、最寄りの警察署にお寄せください。

下向きライト走行に潜む危険

夜の対歩行者死亡事故の96%が下向き！

茨城県内で車両と歩行者の死亡事故は、今年1月～6月で28件発生しています。夜間の死亡事故は26件（うち、ライト下向き25件）で、15件がライト上向きで事故を回避できた可能性があります。

運転者は 運転者はライトの上下切り替えが必要！

○ライトが下向きで走行中、歩行者等の直前発見の交通死亡事故が目立ちます。対向車・先行車がない場合は、上向きで走行してください。

○日没前のライト早め点灯を行い、道路利用者等に自車の走行を認識させてください。

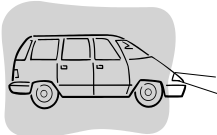
○ライトの届く距離に応じた安全速度を遵守してください。夜間の雨の日は、特に注意が必要となります。

歩行者は 歩行者は反射材を！

○道路を横断する際、左右の安全を必ず確認してください。

○反射材等を身につけてください。

○懐中電灯の携行を心掛けてください。



守谷市の交通事故発生状況（7月） 件数 22 件 死者数 0 人 負傷者数 27 人

保険料の納め方

【年金が年額 18 万円未満の方⇒普通徴収】

- 年 6 回に分けて納めます。
- 納付書を送付しますので、市指定の金融機関又は郵便局で納めてください。

1 期 (4 月)	2 期 (6 月)	3 期 (8 月)	4 期 (10 月)	5 期 (12 月)	6 期 (2 月)
暫 定 賦 課		確 定 賦 課			
前年度の所得段階に基づき、算定された保険料額を納めます。		確定した保険料年額から暫定賦課分を差し引いた額を、4 回に分けて納めます。			

●本年度の納期限

第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
8 月 31 日	10 月 31 日	12 月 25 日	2 月 29 日

●安心便利な口座振替をご利用ください

忙しい方、なかなか外出できない方は口座振替が便利です。
①納付書又は口座振替依頼書、②預（貯）金通帳、③届出印を持参し、市指定の金融機関又は郵便局窓口へ直接お申し込みください。

【年金が年額 18 万円以上の方⇒特別徴収】

- 年金の支払い月に、年 6 回に分けて年金から天引きされます。
- 特別徴収開始通知書を送付しますので、保険料額を確認してください。

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
仮 徴 収			本 徴 収		
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額が年金から天引きされます。			確定した保険料年額から仮徴収分を差し引いた額が、3 回に分けて年金から天引きされます。		

●このような場合は普通徴収になります

年金の受給額が年額 18 万円以上の方でも、次の場合は普通徴収となります。

- 第 1 号被保険者（65 歳）になった最初の年度のうち、特別徴収が開始されるまでの間
- 他の市区町村から転入した年度のうち、特別徴収が開始されるまでの間
- 所得段階の区分が変更となった場合
- 年金が差止になった場合 など

保険料の納付が困難なときは

災害や生活困窮などの特別な事情により、介護保険料の納付が困難になったときには、保険料徴収の猶予や減額を受けられる場合があります。介護福祉課までご相談ください。

【お詫び】広報もりやおしらせ版 7 月 25 日号 2 頁で、普通徴収の方へのお知らせを広報もりや 8 月 10 日号に掲載する旨をお知らせしましたが、本号で掲載することになりましたことをお詫びします。

平成 19 年度の介護保険料についてのお知らせ

●問合先 市役所介護福祉課介護保険 G 内線 173・176

介護保険料の納付方法が普通徴収の方は、8 月中旬に介護保険料の通知を送付しましたので、内容をご確認ください。皆さんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。保険料額や納付方法を確認の上、納め忘れのないように注意しましょう。

- 介護保険料額は、所得に応じた負担となるよう 6 段階に分かれています。
- 年度途中で資格を取得した場合は、月割りで計算します。

所得段階	対 象 者	計算方法	保険料年額
第 1 段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金（※ 1）を受給している方 生活保護を受給している方	基準額 × 0.5	27,100 円
第 2 段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額（※ 2）＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.5	27,100 円
第 3 段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税の方で、第 1 段階及び第 2 段階以外の方	基準額 × 0.75	40,600 円
第 4 段階	本人は市町村民税が非課税であるが、世帯員に市町村民税課税者がいる方	基 準 額	54,200 円
第 5 段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 200 万円未満の方	基準額 × 1.25	67,700 円
第 6 段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 200 万円以上の方	基準額 × 1.5	81,300 円

- ※ 1 「老齢福祉年金」とは、明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方などで、一定の所得がなかったり、ほかの年金を受給できない方に支給される年金です。
- ※ 2 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

税制改正に伴い、所得段階が上昇する方へ

税制改正により、従来、市町村民税が非課税であった方が課税となった場合、平成 18 年度から平成 20 年度における保険料が大幅に増額となる場合があります。市では、こうした方々の保険料の上昇が段階的になるよう、緩和措置を講じています。

税制改正がなかったと仮定した場合の所得段階	緩和措置後の保険料（平成 19 年度）	
	第 4 段階の方	第 5 段階の方
第 1 段階	45,000 円	54,200 円
第 2 段階	45,000 円	54,200 円
第 3 段階	49,300 円	58,500 円
第 4 段階		62,800 円

9月 SEPTEMBER

2007年8月25日発行 広報もりやおしらせ版 ホームページアドレス <http://www.city.moriyabaraki.jp/>

発行者／守谷市長 会田真一 編集／守谷市役所総務部秘書課 茨城県守谷市大柏950-1 電話0297-451111（代表）※この広報紙は、再生紙を使用しています

1 土	夕べのコンサート（18：00～ 市役所中庭）
2 日	環境美化の日 守谷市防災訓練（10：00～ 各避難所） 秋季市民軟式野球大会（・9・16・23・30日） 市民硬式テニス大会（9：00～ 常総運動公園）
3 月	人権相談所（13：00～ 文化会館）粗大ごみ戸別収集申込期間（～7日） やさしい「大人のピアノ」講座（10：00～郷州公民館） 図書館休館日
4 火	献血（10：00～ 西友楽市駐車場） こころのリハビリ（・18日9：30～ 保健センター）
5 水	スペインの「食と文化」講座（10：00～ 郷州公民館） 粗大ごみ戸別収集日
6 木	紙・布類収集日
7 金	お昼のミニコンサート（・14日12：25～ 市役所ロビー）
8 土	おはなし会（・22日11：00～ 中央図書館） ふるさとめぐり講座（13：30～ 郷州公民館） 守谷親子読書の日
9 日	サッカースクール（9：00～/13：00～ 大利根グラウンド）
10 月	図書館休館日
11 火	
12 水	土浦児童相談所による巡回相談（10：00～ 中央公民館）
13 木	空き缶・ビン収集日
14 金	
15 土	たのしい歴史講座（10：00～ 郷州公民館）
16 日	
17 月	敬老の日 敬老会（10：00～ 常総運動公園） 各公民館・図書館休館日
18 火	粗大ごみ戸別収集申込期間（～21日）
19 水	粗大ごみ戸別収集日
20 木	紙・布類収集日
21 金	AED講習会（・10/3 13：30～ 郷州公民館）
22 土	
23 日	秋分の日
24 月	振替休日 図書館休館日
25 火	
26 水	
27 木	芸術鑑賞教室（9：50～ 鈴木演芸場） 空き缶・ビン収集日
28 金	図書館休館日
29 土	
30 日	地域ケア講演・映画会（13：00～ 中央公民館） 子どもおもちゃ修理教室（13：00～ 中央公民館）

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:15・13:00～17:15)しています
※中央図書館の木曜日の開館時間は13:00～18:00です

9月の各種相談

法律相談	18日 9：00～12：00	市役所	11日9：00から要予約 ☎45-1249
行政相談	10日 13：00～16：00		—
教育相談	月・水・金曜日 9：00～16：30		☎0120-783018
こころの健康相談	13日 13：30～15：30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000
家庭児童相談	月～金曜日 8：30～17：00	家庭児童相談室 (市役所内)	☎45-2314
心配ごと相談	14：00～16：00 ●ふくし 3日 ●年金・労務 10日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	要予約 ☎45-0088
電話相談	金曜日 10：00～15：00		☎48-5555
消費生活相談	月～金曜日 9：00～16：00	消費生活センター (市役所内)	☎45-2327 12：00～13：00は除く
生活機能相談	月・火・木・金曜日 10：00～17：00	市役所介護福祉課	要予約 ☎45-1111 内線172～176

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

機 関 名	電話番号	ファックス番号
市役所（代表）	45-1111	—
秘書課	45-2240	45-6529
企画課	45-2309	
総務課	45-1883	45-2590
財政課	45-1795	
税務課	45-1564	
収納推進室	—	
総合窓口課	—	45-6525
国保年金課	—	
くらしの支援課	—	45-6526
会計課	—	
経済課	45-2096	45-5703
消費生活センター	45-2327	
農業委員会	—	
学校教育課	45-2195	
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	45-6527
社会福祉課	45-1691	
介護福祉課	45-1744	
児童福祉課	45-1679	
家庭児童相談室	45-2314	
生活環境課	45-5339	45-2804
都市計画課	45-1963	
建設課	45-2094	45-6528
議会事務局	—	
仲町行政サービスセンター	48-1133	20-6201
上下水道事務所	48-1842	48-6087
守谷駅周辺区画整理事務所	20-0255	48-6680
保健センター	48-6000	48-6319
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館（仮予約☎48-6732）	48-6731	45-8003
郷州公民館（仮予約☎48-6724）	48-6711	46-0310
高野公民館（仮予約☎45-5419）	45-5411	20-6311
北守谷公民館（仮予約☎48-2606）	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3370
テニスコート受付	45-0271	—
学校給食センター	48-0253	48-5388
地域子育て支援センター	45-2462	48-8804
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
児童館	45-2278	45-4062
もりやファミリー・サポート・センター	45-2432	45-2432
障害者福祉センター	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	48-5554
社会福祉協議会	45-0088	
(社)シルバー人材センター	48-8591	48-8965
守谷地区交番	48-0032	—
久保ヶ丘交番	48-1837	—
南守谷交番	45-9105	—
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	—
常総運動公園	48-5675	45-7365
白寿荘	48-3217	48-2503